令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	２　給水装置の設計	改正部分	２・４・１　配水管等への取付口からメーターまでの給水管及び給水用具
改正内容	私道内への耐震管の使用について		

改　正　後	改　正　前
１　配水管等への取付口からメーターまでの間に使用する給水管及び給水用具については、次によること。 （１）使用する給水管及び給水用具は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第 11）による。 （２）配水管からφ50ｍｍ以上の分岐をする場合は、仕切弁まで耐震化を図ること。 （３）道路、法定外道路及び私道内にφ50ｍｍ以上の給水管を布設する場合は、耐震管（GX 形、S50 形ダクタイル鋳鉄管）を使用すること。 （４）ダクタイル鋳鉄管は、エポキシ樹脂粉体塗装管（EP）を使用すること。 （５）ダクタイル鋳鉄管を使用する場合において、曲管やＴ字管等の異形管、仕切弁の前後等は、一体化長さ早見表により管路の一体化を図る。 （６）管路の一体化は、GX 形、Ｓ50 形継手の場合はライナによること。また、K形継手の場合は離脱防止型特殊押輪（３ＤｋＮ）を使用する。 （７）ダクタイル鋳鉄管からの分岐については、原則として断水・切落し工法を基本とするが、やむを得ない場合は不断水工法とする。 （８）分岐する場合は他の分岐箇所から 30ｃｍ以上離す。	１　配水管等への取付口からメーターまでの間に使用する給水管及び給水用具については、次によること。 （１）使用する給水管及び給水用具は、給水装置工事の指定材料一覧表（別表第 11）による。 （２）配水管からφ50ｍｍ以上の分岐をする場合は、仕切弁まで耐震化を図ること。 （３）道路（公道等官地）内にφ50ｍｍ以上の給水管を布設する場合は、耐震管（GX 形、S50 形ダクタイル鋳鉄管）を使用すること。 （４）ダクタイル鋳鉄管は、エポキシ樹脂粉体塗装管（EP）を使用すること。 （５）ダクタイル鋳鉄管を使用する場合において、曲管やＴ字管等の異形管、仕切弁の前後等は、一体化長さ早見表により管路の一体化を図る。 （６）管路の一体化は、GX 形、Ｓ50 形継手の場合はライナによること。また、K形継手の場合は離脱防止型特殊押輪（３ＤｋＮ）を使用する。 （７）ダクタイル鋳鉄管からの分岐については、原則として断水・切落し工法を基本とするが、やむを得ない場合は不断水工法とする。 （８）分岐する場合は他の分岐箇所から 30ｃｍ以上離す。

〈解説〉 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために、配水管等への取付口からメーターまでの間に使用する給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定している。（条例第８条の２） １（１）ダクタイル鋳鉄管を布設する場合は耐震管（GX 形、S50形）を原則とする。ただし、既設管との接続や複雑な配管の場合を除く。 （２）配水管分岐部から仕切弁（止水栓）までの耐震性等を高めるためである。仕切弁先メーター上流側までの管種はφ75以上の場合はGX形ダクタイル鋳鉄管、φ50の場合はS50形ダクタイル鋳鉄管又は給水用高密度ポリエチレン管とすること。 （３）開発行為等で道路予定地内に布設する場合を含む。宅地内の場合も耐震管（GX形、S50形ダクタイル鋳鉄管）を使用することが望ましい。 （５）一体化長さ早見表は、「10　参考資料」を参照のこと。 （７）耐震継手を使用した配水管を断水・切落し施工により接続する場合等は、離脱防止継手（ＧＸ形、S50形)またはK形継手の離脱防止型特殊押輪（３ＤｋＮ）を使用すること。ＧＸ形ダクタイル鋳鉄管の切管を接合する場合は、G-Linkを使用すること。 なお、配水管の一体化長さ（1.0m以上）を必ず確保すること。 （７）耐震継手を使用した既設配水管から切落し又は不断水で分岐する場合は既設配水管の一体化長さ（1.0m以上）を必ず確保することとし、施工時には目視で確認すること。 なお、配水管しゅん工図と現地が整合しない場合もあり得るので、試掘等調査を行い確認することが望ましい。「耐震継手を使用した既設配水管から分岐する場合の施工方法」（別図第７）を参照のこと。 （７）配水管口径が150mmを超える場合や、断水件数や仕切弁の操作箇所数が多い場合、または断水できない現場事情がある場合は、事前に給排水課審査係に相談すること。	〈解説〉 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために、配水管等への取付口からメーターまでの間に使用する給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定している。（条例第８条の２） １（１）ダクタイル鋳鉄管を布設する場合は耐震管（GX 形、S50形）を原則とする。ただし、既設管との接続や複雑な配管の場合を除く。 （２）配水管分岐部から仕切弁（止水栓）までの耐震性等を高めるためである。仕切弁先メーター上流側までの管種はφ75以上の場合はGX形ダクタイル鋳鉄管、φ50の場合はS50形ダクタイル鋳鉄管又は給水用高密度ポリエチレン管とすること。 （３）開発行為等で道路予定地内に布設する場合を含む。宅地内の場合も耐震管（GX形、S50形ダクタイル鋳鉄管）を使用することが望ましい。 （５）一体化長さ早見表は、「10　参考資料」を参照のこと。 （７）耐震継手を使用した配水管を断水・切落し施工により接続する場合等は、離脱防止継手（ＧＸ形、S50形)またはK形継手の離脱防止型特殊押輪（３ＤｋＮ）を使用すること。ＧＸ形ダクタイル鋳鉄管の切管を接合する場合は、G-Linkを使用すること。 なお、配水管の一体化長さ（1.0m以上）を必ず確保すること。 （７）耐震継手を使用した既設配水管から切落し又は不断水で分岐する場合は既設配水管の一体化長さ（1.0m以上）を必ず確保することとし、施工時には目視で確認すること。 なお、配水管しゅん工図と現地が整合しない場合もあり得るので、試掘等調査を行い確認することが望ましい。「耐震継手を使用した既設配水管から分岐する場合の施工方法」（別図第７）を参照のこと。 （７）配水管口径が150mmを超える場合や、断水件数や仕切弁の操作箇所数が多い場合、または断水できない現場事情がある場合は、事前に給排水課審査係に相談すること。

（８）「サドル付分水栓、非耐震継手を使用した配水管から不断水分岐する場合の施工方法」（別図第８）を参照のこと。	（８）「サドル付分水栓、非耐震継手を使用した配水管から不断水分岐する場合の施工方法」（別図第８）を参照のこと。

令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	２　給水装置の設計	改正部分	２・４・１　給水方式
改正内容	別表第 11＜給水装置工事の指定材料一覧表＞追加		

改　正　後

１　分岐用具

品　　名	種　　類	口　径 (mm)	規格等	適　　用
耐震型バルブ付割Ｔ字管	FCD 製 Ｋ形挿し口	75～300 ×75～150		ステンレス製密着コアまたは樹脂製密着コアを装着 コスモ工機㈱ RLKVKS 大成機工㈱　ＴⅡ-12
	S50 形受口	50 ×75～200		ステンレス製密着コアまたは樹脂製密着コアを装着 コスモ工機㈱ RLVS50US

改　正　前

１　分岐用具

品　　名	種　　類	口　径 (mm)	規格等	適　　用
耐震型バルブ付割Ｔ字管	FCD 製 Ｋ形受口	75～300 ×75～150		ステンレス製密着コアまたは樹脂製密着コアを装着 コスモ工機㈱ RLKVKS 大成機工㈱　ＴⅡ-12

（４）その他

品　　名	種　類	口径(mm)	規格等	適　　用
異種管継手		75×50 50×40		ダクタイル鋳鉄管φ75と高密度ポリエチレン管φ50を接続する。 ㈱川西水道機器　スッポン MD-V-K 大成機工㈱　VCジョイント片落(VK-00VC) ダクタイル鋳鉄管S50と高密度ポリエチレン管φ40を接続する。 ㈱川西水道機器　スッポン MD-SKX
		50		高密度ポリエチレン管φ50とS50形ダクタイル鋳鉄管を接続する。 ㈱川西水道機器　スッポン MD-V

（４）その他

品　　名	種　類	口径(mm)	規格等	適　　用
異種管継手		75×50 50×40		ダクタイル鋳鉄管φ75と高密度ポリエチレン管φ50を接続する。 ㈱川西水道機器　スッポン MD-V-K ダクタイル鋳鉄管S50と高密度ポリエチレン管φ40を接続する。 ㈱川西水道機器　スッポン MD-SKX
		50		高密度ポリエチレン管φ50とS50形ダクタイル鋳鉄管を接続する。 ㈱川西水道機器　スッポン MD-V

品　　名	種　類	口径 (mm)	規 格 等	適　　用
異 種 管 継 手		50		高密度ポリエチレン管φ50 またはポリエチレン管φ50 とフランジ形ソフトシール 仕切弁φ50を接続する。 ㈱川西水道機器 スッポンロングMVFポリ用 （PE/AW用） 大成機工㈱　VC短管１号 （VK-00I）
		F75×40 F75×50		高密度ポリエチレン管φ40 またはφ50とフランジ形ソ フトシール仕切弁φ75を接 続する。 ㈱川西水道機器 スッポンショートMVF-Kポ リ用（AW用） 高密度ポリエチレン管φ50 とフランジ形ソフトシール 仕切弁φ75を接続する。 大成機工㈱ VC短管１号片 落（VK-00I）
		13～50		㈱川西水道機器　SKX各種 HPPE×VP　前澤給装工業㈱ HPPE×VP　㈱光明製作所

品　　名	種　類	口径 (mm)	規 格 等	適　　用
異 種 管 継 手		50		高密度ポリエチレン管φ50 またはポリエチレン管φ50 とフランジ形ソフトシール 仕切弁φ50を接続する。 ㈱川西水道機器 スッポンロングMVFポリ用 （PE/AW用）
		F75×40 F75×50		高密度ポリエチレン管φ40 またはφ50とフランジ形ソ フトシール仕切弁φ75を接 続する。 ㈱川西水道機器 スッポンショートMVF-Kポ リ用（AW用）
		13～50		㈱川西水道機器　SKX各種 HPPE×VP　前澤給装工業㈱ HPPE×VP　㈱光明製作所

令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	３　施工	改正部分	３・４・１　配管施工上の留意事項
改正内容	別図第 34　＜ポリエチレンスリーブ施工図＞追記		

改　正　後	改　正　前
別図第 34　＜ポリエチレンスリーブ施工図＞ 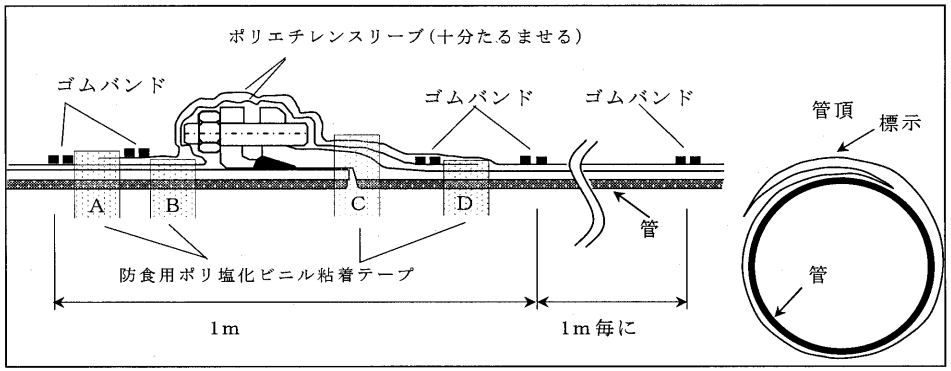 ※１　ポリエチレンスリーブは、鋳鉄管に密着させて折り重ね部（３重部）及び標示部が管頂にくるようにすること。 ※２　管の継手部分等においては、ポリエチレンスリーブを十分にたるませること。 ※３　ポリエチレンスリーブ端部となるA･D及びB･Cは、ゴムバンドの他、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープでしっかり固定し、地下水の浸入を防止すること。 ※４　直管部は、１ｍごとにゴムバンドで固定すること。 ※５　エポキシ樹脂紛体塗装の水道用ダクタイル鋳鉄管に用いる場合は「紛体塗装管」と表示されたポリエチレンスリーブを使用し、それ以外の場合は口径のみを記載したポリエチレンスリーブを使用すること。	別図第 34　＜ポリエチレンスリーブ施工図＞ 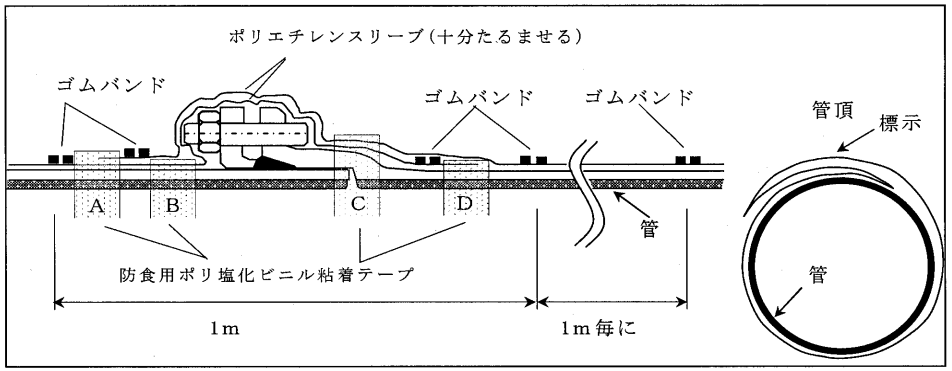 ※１　ポリエチレンスリーブは、鋳鉄管に密着させて折り重ね部（３重部）及び標示部が管頂にくるようにすること。 ※２　管の継手部分等においては、ポリエチレンスリーブを十分にたるませること。 ※３　ポリエチレンスリーブ端部となるA･D及びB･Cは、ゴムバンドの他、防食用ポリ塩化ビニル粘着テープでしっかり固定し、地下水の浸入を防止すること。 ※４　直管部は、１ｍごとにゴムバンドで固定すること。

令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	４　申込み等の手続と設計審査	改正部分	４・１・２　給水装置工事の申込み
改正内容	「給水装置工事申込者代理人選定届」を提出する場合について追記		

改　正　後	改　正　前
１　給水装置工事をしようとする者は、給水装置工事申込書に必要な書類を添付して申し込むこと。 申込みに必要な書類は、次のとおりである。 （１）給水装置工事申込書（施行規程様式第１号） （２）給水装置所有者変更届（施行規程様式第18号） （３）給水装置共同所有者届（要領様式第１号） （４）給水装置工事申込者代理人選定届（施行規程様式第４号） （５）特別計量栓撤去誓約書（要領様式第２号） ２　申込みを省略できる給水装置工事に該当する場合を除く。	１　給水装置工事をしようとする者は、給水装置工事申込書に必要な書類を添付して申し込むこと。 申込みに必要な書類は、次のとおりである。 （１）給水装置工事申込書（施行規程様式第１号） （２）給水装置所有者変更届（施行規程様式第18号） （３）給水装置共同所有者届（要領様式第１号） （４）給水装置工事申込者代理人選定届（施行規程様式第４号） （５）特別計量栓撤去誓約書（要領様式第２号） ２　申込みを省略できる給水装置工事に該当する場合を除く。
〈解説〉 １　給水装置工事の申込みは、工事の委任を受けた工事事業者が行うこと。 （１）　業態については、盛岡市水道給水装置の用途の認定基準を参考に記入すること。（「10　参考資料」を参照のこと。） （２）給水装置所有者が変更となる場合、又は変更となっていたが届出されていなかった場合に提出すること。（施行規程第18条） （３）給水装置の一部又は全部を共同所有する場合に提出すること。 （４）給水装置工事の申込者が市内に居住しないときに、管理者から請求があった場合は提出すること。 （５）特別計量栓の工事を申込む場合に提出すること。 ２　申込みを省略できる給水装置工事については、「４・２　申込みを省略できる給水装置工事」を参照のこと。 ３　漢字は楷書とする等、文字等は明瞭に記入すること。	〈解説〉 １　給水装置工事の申込みは、工事の委任を受けた工事事業者が行うこと。 （２）　業態については、盛岡市水道給水装置の用途の認定基準を参考に記入すること。（「10　参考資料」を参照のこと。） （２）給水装置所有者が変更となる場合、又は変更となっていたが届出されていなかった場合に提出すること。（施行規程第18条） （３）給水装置の一部又は全部を共同所有する場合に提出すること。 （４）給水装置工事の申込者が市内に居住しない場合に提出すること。 （５）特別計量栓の工事を申込む場合に提出すること。 ２　申込みを省略できる給水装置工事については、「４・２　申込みを省略できる給水装置工事」を参照のこと。 ３　漢字は楷書とする等、文字等は明瞭に記入すること。

施行規程様式第４号　（第４条関係）（日本産業規格Ａ４）

給　水　装　置　工　事　申　込　者　代　理　人　選　定　届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

給水装置工事申込者　住所
氏名

選定の請求のあった代理人を次のとおり選定したので届け出ます。

工　事　種　別	新設・改造・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市
業態・用途区分	（　　用）
代　理　人	住所　盛岡市 氏名
備　　考	

施行規程様式第４号　（第４条関係）（日本産業規格Ａ４）

給　水　装　置　工　事　申　込　者　代　理　人　選　定　届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

給水装置工事申込者　住所
氏名

選定の請求のあった代理人を次のとおり選定したので届け出ます。

工　事　種　別	新設・改造・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市
業態・用途区分	（　　用）
代　理　人	住所　盛岡市 氏名
備　　考	

令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	４　申込み等の手続と設計審査	改正部分	４・１・９　給水装置工事の取消し
改正内容	「給水装置工事取消届」の様式変更および「給水装置工事申込取消届」の様式削除		

改　正　後	改　正　前
１　申込者が申込みを行った給水装置工事を取り消したい場合は、給水装置工事取消届（施行規程様式第３号）を提出すること。 〈解説〉 １　承認を受けた後に取消したい場合は給水装置工事承認書及び給水装置工事設計審査承認書を添えて提出すること。 ２　加入金を伴う給水装置工事については、加入金が納付済みのときは加入金納入通知書兼領収書の写し及び加入金還付申出書を、未納のときは加入金納付書を添付すること。	１　申込者が承認を受けた給水装置工事を取り消したい場合は、給水装置工事取消届（施行規程様式第３号）に当該給水装置工事の給水装置工事承認書及び給水装置工事設計審査承認書を添えて提出すること。 ２　申込者が承認を受ける前に給水装置工事を取り消したい場合は、給水装置工事申込取消届（要領様式第 22 号）を提出すること。 〈解説〉 １　加入金を伴う給水装置工事については、加入金が納付済みのときは加入金納入通知書兼領収書の写し及び加入金還付申出書を、未納のときは加入金納付書を添付すること。

施行規程様式第３号　（第２条関係）（日本産業規格Ａ４）

給　水　装　置　工　事　取　消　届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申　込　者　　住所

氏名

年　　月　　日付けで申込みをした給水装置工事を取り消しますので、次のとおり届け出ます。

工　事　種　別	新設・改造・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市
※収受年月日	年　　月　　日
※収受番号	
※承認日	
栓種・番号	専用･共用･私消･私幹･予定･特計　第　　号
盛岡市指定 給水装置工事事業者	氏名又は名称 代表者氏名
取消事由	

※承認を受けた給水装置工事を取消す場合に記入すること。

施行規程様式第３号　（第２条関係）（日本産業規格Ａ４）

給　水　装　置　工　事　取　消　届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申　込　者　　住所

氏名

年　　月　　日付けで承認のあった給水装置工事を取り消しますので、次のとおり届け出ます。

工　事　種　別	新設・改造・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市
収受年月日	年　　月　　日
収受番号	
栓種・番号	専用･共用･私消･私幹･予定･特計　第　　号
盛岡市指定 給水装置工事事業者	氏名又は名称 代表者氏名
取消事由	

要領様式第22号　給水装置工事申込取消届（日本産業規格Ａ４）

給水装置工事申込取消届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

申込者　住所

氏名

年　　月　　日付けで申込みをした給水装置工事を取り消しますので、次のとおり届け出ます。

工事種別	新設・改造・修繕・撤去
給水装置場所	盛岡市
収受年月日	年　　月　　日
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　　第　　号
盛岡市指定 給水装置工事事業者	氏名又は名称 代表者氏名
取消事由	

令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	２　給水装置の設計	改正部分	２・１・２　給水装置図面の写しの交付申請
改正内容	「給水装置図面写し交付申請書」の「給水装置・排水設備図面写し交付申請書」への様式変更		

改　正　後	改　正　前
１　給水装置図面写しの交付を受けようとする者は、給水装置・排水設備図面写し交付申請書（要領様式第 10 号）に給水装置図面写しの交付手数料を添えて申し込むこと。 ２　給水装置の所有者又は所有者から依頼を受けた工事事業者以外の者が、給水装置図面写しの交付を受けようとする場合は、委任状を提出すること。	１　給水装置図面写しの交付を受けようとする者は、給水装置図面写し交付申請書（要領様式第 10 号）に給水装置図面写しの交付手数料を添えて申し込むこと。 ２　給水装置の所有者又は所有者から依頼を受けた工事事業者以外の者が、給水装置図面写しの交付を受けようとする場合は、委任状を提出すること。
〈解説〉 １　給水装置図・排水設備図面写し交付申請書（要領様式第 10 号）は、管理者が印刷作製したものを使用すること。 ２　給排水課窓口に、平日の午前９時 30 分から 12 時及び午後１時から３時までに申込むこと。 ３　図面交付手数料は、１枚につき 500 円である。（条例第 34 条） ４　委任状については、内容が確認できるものであれば様式は問わない。参考様式を参照のこと。	〈解説〉 １　給水装置図面写し交付申請書（要領様式第 10 号）は、管理者が印刷作製したものを使用すること。 ２　給排水課窓口に、平日の午前９時 30 分から 12 時及び午後１時から３時までに申込むこと。 ３　図面交付手数料は、１枚につき 500 円である。（条例第 34 条） ４　委任状については、内容が確認できるものであれば様式は問わない。参考様式を参照のこと。

要領様式第 10 号　給水装置・排水設備図面写し交付申請書(日本産業規格Ａ５)

給水装置・排水設備図面写し交付申請書

年　月　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

・盛岡市水道事業給水条例第34条の規定に同意します。
・盛岡市下水道条例第25条又は盛岡市農業集落排水施設条例第12条の規定に同意します。
・取得した個人情報を漏えいすることなく適切に管理することを誓約します。

申請者	住所	
	氏名	

No.	水栓番号等	給水装置	排水設備 下水道	排水設備 農集	No.	水栓番号等	給水装置	排水設備 下水道	排水設備 農集	摘　要
1		□	□	□	5		□	□	□	
2		□	□	□	6		□	□	□	
3		□	□	□	7		□	□	□	
4		□	□	□	8		□	□	□	

給水装置		円	枚	合　計	
排水設備	下水道	円	枚	交付枚数	枚
	農集	円	枚	金額	円

備考
・給水装置所有者又は盛岡市指定給水装置工事事業者以外の方は、委任状を添付してください。
・排水設備所有者又は盛岡市指定下水道工事店以外の方は、委任状を添付してください。

要領様式第 10 号　給水装置図面写し交付申請書(日本産業規格Ａ５)

給水装置図面写し交付申請書

年　月　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

給水装置図面写しの交付について、盛岡市水道事業給水条例第 34 条を契約の内容とすることに合意し、申請します。

申　請　者	住　所	
	氏　名	

申　請　理　由	金額	円	交付枚数	枚	摘　要
1　給水装置工事 2　下水道工事 3　道路工事 4　建築工事 5　その他 （　　）	申請する給水装置水栓番号				
	1	（　）	6	（　）	受付者
	2	（　）	7	（　）	
	3	（　）	8	（　）	
	4	（　）	9	（　）	
	5	（　）	10	（　）	

備考　給水装置所有者又は盛岡市指定給水装置工事事業者以外の方は、委任状を添付して下さい。

令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	６　給水装置工事図の作成	改正部分	６・７　平面図の作成
改正内容	設計図に一体化長さの確保のための掘削延長を図示することを追記		

改　正　後	改　正　前
設計図に記載する平面図は、次により作成すること。 １　縮尺は、１／100又は１／200とする。 ２　真上が北になるように作成する。 ３　記載する内容は次のとおりとする。 （１）給水装置等 ア　分岐から末端の給水栓等までの管種、口径、延長、給水用具等 イ　当該給水装置の分岐対象である配水管等の位置、管種、口径、工事番号等 ウ　隣接地の水栓番号又は予定栓番号 （２）給水装置等以外 ア　給水装置場所の敷地境界、建物の形状、間取り、駐車場等 イ　道路の形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界等 ウ　他の地下埋設物（公設桝の位置等） エ　土地の所有者名 ４　臨時用と一般用の給水装置工事を一括で申し込む場合の臨時用の平面図は、余白に枠を設けて分岐から給水用具までを作成するか、又は一般用の図面と分けて別紙とする。 ５　集合住宅等を一括で申し込む場合、建物全体のメーター先の水抜栓までの平面図と各戸のメーター以降のタイプ別平面図に分けて作成する。	設計図に記載する平面図は、次により作成すること。 １　縮尺は、１／100又は１／200とする。 ２　真上が北になるように作成する。 ３　記載する内容は次のとおりとする。 （１）給水装置等 ア　分岐から末端の給水栓等までの管種、口径、延長、給水用具等 イ　当該給水装置の分岐対象である配水管等の位置、管種、口径、工事番号等 ウ　隣接地の水栓番号又は予定栓番号 （２）給水装置等以外 ア　給水装置場所の敷地境界、建物の形状、間取り、駐車場等 イ　道路の形態、歩車道の区分、側溝等の構造物、道路敷地の境界等 ウ　他の地下埋設物（公設桝の位置等） エ　土地の所有者名 ４　臨時用と一般用の給水装置工事を一括で申し込む場合の臨時用の平面図は、余白に枠を設けて分岐から給水用具までを作成するか、又は一般用の図面と分けて別紙とする。 ５　集合住宅等を一括で申し込む場合、建物全体のメーター先の水抜栓までの平面図と各戸のメーター以降のタイプ別平面図に分けて作成する。

6　複数の予定栓を一括で申し込む場合は１枚の平面図に作図できるものとし予定栓を設置する区画内に区画番号等を記載する。また予定栓一覧表（要領様式第７号）を添付すること。

7　平面図に、配水管分岐からメーターまでの立面図を別途余白に記載すること。ただし、立面図が必要な場合は不要とする。

8　耐震管からφ50mm以上で分岐する場合は、一体化長さと掘削延長を図示すること。

〈解説〉

1　100分の１とすることが望ましい。

2　土地の形状等によりこれにより難い場合は、方位を記載のうえ左右45度以内の角度で回転することができる。

3　（１）ア（ア）既設部分も含めて全て表示すること。ただし、水理計算を伴わない一般住宅等で新設工事の場合は、宅内配管延長の記載は不要とする。ただし、改築工事で記載がある場合は除く。

（イ）　撤去する部分は、新設した部分と被らないようにずらして記載し、赤色斜線で表示すること。また、道路内等においては「掘上撤去」または「残置」と記載すること。ただし、メーター先全装置撤去の場合は、既設部分の図示は不要とし、「メーター以降全装置撤去」と赤色で記載すること。

（ウ）１階以外（２階以上）については、余白に記載すること。

（エ）管種を表示する場合は、継手記号（別図第25・４）としないこと。

（オ）給湯器については給湯器の種類を記入すること。

（カ）給湯器具以外の特殊な給水用具等(直圧トイレ、加湿器等)については、製造業者名、型式等を表示し、第三者機関の認証品であることを確認できる書類の写しを添付すること。

6　複数の予定栓を一括で申し込む場合は１枚の平面図に作図できるものとし予定栓を設置する区画内に区画番号等を記載する。また予定栓一覧表（要領様式第７号）を添付すること。

7　平面図に、配水管分岐からメーターまでの立面図を別途余白に記載すること。ただし、立面図が必要な場合は不要とする。

〈解説〉

1　100分の１とすることが望ましい。

2　土地の形状等によりこれにより難い場合は、方位を記載のうえ左右45度以内の角度で回転することができる。

3　（１）ア（ア）既設部分も含めて全て表示すること。ただし、水理計算を伴わない一般住宅等で新設工事の場合は、宅内配管延長の記載は不要とする。ただし、改築工事で記載がある場合は除く。

（ロ）　撤去する部分は、新設した部分と被らないようにずらして記載し、赤色斜線で表示すること。また、道路内等においては「掘上撤去」または「存置」と記載すること。ただし、メーター先全装置撤去の場合は、既設部分の図示は不要とし、「メーター以降全装置撤去」と赤色で記載すること。

（ウ）１階以外（２階以上）については、余白に記載すること。

（エ）管種を表示する場合は、継手記号（別図第25・４）としないこと。

（オ）給湯器については給湯器の種類を記入すること。

（カ）給湯器具以外の特殊な給水用具等(直圧トイレ、加湿器等)については、製造業者名、型式等を表示し、第三者機関の認証品であることを確認できる書類の写しを添付すること。

（キ）管理用止水栓及び水抜栓等は、口径、型式、長さ等を表示すること。 （ク）仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名、口径、型式等を表示すること。 （ケ）給湯器等の二次側配管は表示しないこと。 （コ）連合栓の場合は、関係する給水装置を分岐からメーターまで作図し、水栓番号又は予定栓番号、建物の名称又は所有者名を表示すること。 （サ）当該敷地内に連合ではない別な給水装置がある場合は、分岐からメーターまで作図し、水栓番号又は予定栓番号、建物の名称又は所有者名を表示すること。 イ（ア）当該給水装置の分岐対象が、専用給水装置又は私幹等の場合は、管種、口径、専 用給水装置又は私幹の番号を表示すること。 （イ）管種を表示する場合は、継手記号（別図第25・４）としないこと。 ウ（ア）隣接地は、隣接する敷地のほか、道路等の対面に存する敷地も表示すること。 （イ）隣接する道路等に他の給水装置等が縦断的に埋設されている場合等は、その装置について分岐からメーターまで表示すること。この場合、線が交差しないように跨ぐように表示すること。 （２）ア（ア）敷地境界線及び建物の形状は太線で表示すること。 （イ）小屋、駐車場、植栽、外壁、コンクリート基礎（エコキュート、エアコン室外機、オイルタンク、外階段等）等の計画について表示すること。 イ　幅員、舗装の種別等を表示すること。 ウ　位置、種類、管種及び口径等を表示すること。ただし、道路掘削を伴わない場合は、平面図、横断図ともに水道以外の地下埋設物の	（キ）管理用止水栓及び水抜栓等は、口径、型式、長さ等を表示すること。 （ク）仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名、口径、型式等を表示すること。 （ケ）給湯器等の二次側配管は表示しないこと。 （コ）連合栓の場合は、関係する給水装置を分岐からメーターまで作図し、水栓番号又は予定栓番号、建物の名称又は所有者名を表示すること。 （サ）当該敷地内に連合ではない別な給水装置がある場合は、分岐からメーターまで作図し、水栓番号又は予定栓番号、建物の名称又は所有者名を表示すること。 イ（ア）当該給水装置の分岐対象が、専用給水装置又は私幹等の場合は、管種、口径、専 用給水装置又は私幹の番号を表示すること。 （イ）管種を表示する場合は、継手記号（別図第25・４）としないこと。 ウ（ア）隣接地は、隣接する敷地のほか、道路等の対面に存する敷地も表示すること。 （イ）隣接する道路等に他の給水装置等が縦断的に埋設されている場合等は、その装置について分岐からメーターまで表示すること。この場合、線が交差しないように跨ぐように表示すること。 （２）ア（ア）敷地境界線及び建物の形状は太線で表示すること。 （イ）小屋、駐車場、植栽、外壁、コンクリート基礎（エコキュート、エアコン室外機、オイルタンク、外階段等）等の計画について表示すること。 イ　幅員、舗装の種別等を表示すること。 ウ　位置、種類、管種及び口径等を表示すること。ただし、道路掘削を伴わない場合は、平面図、横断図ともに水道以外の地下埋設物の

記載は不要とするが、従前のしゅん工図に横断面図が記載されている場合は、しゅん工図に地下埋設物を記載する。なお、道路掘削を伴う場合は今まで通り記載すること。

エ　申込者以外が所有する土地の場合は、表示すること。

4　縮尺は、１／100とすること。

5（１）建物全体のメーターまでの平面図は、分岐からメーター先の水抜栓までを作図し、メーター脇に各戸の戸番号・水栓番号等を、建物枠内に各戸の戸番号・水栓番号等及びタイプ名を表示すること。

（２）各戸のメーター以降のタイプ別平面図は、メーターから下流側の全てを作図し、各戸の諸元表を記載すること。

8　耐震管の一体化長さが確保できているか目視で確認するために必要な掘削延長も表示すること。

記載例

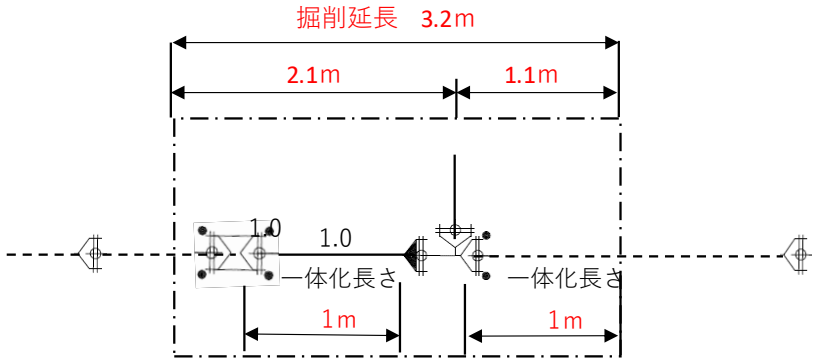

※一体化長さの範囲内に継手が露出した場合は伸縮防止金具を設置

記載は不要とするが、従前のしゅん工図に横断面図が記載されている場合は、しゅん工図に地下埋設物を記載する。なお、道路掘削を伴う場合は今まで通り記載すること。

エ　申込者以外が所有する土地の場合は、表示すること。

4　縮尺は、１／100とすること。

5（１）建物全体のメーターまでの平面図は、分岐からメーター先の水抜栓までを作図し、メーター脇に各戸の戸番号・水栓番号等を、建物枠内に各戸の戸番号・水栓番号等及びタイプ名を表示すること。

（２）各戸のメーター以降のタイプ別平面図は、メーターから下流側の全てを作図し、各戸の諸元表を記載すること。

令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	６　給水装置工事図の作成	改正部分	６・11　しゅん工図に記載する図等
改正内容	しゅん工図に一体化長さを確保したことの図示を追記、器具表を記載することを削除		

改　正　後	改　正　前
１　しゅん工図に記載する図は、次のとおりである。 （１）位置図 （２）平面図 （３）立面図 （４）配置図 （５）配管図 （６）横断面図 （７）詳細図 （８）構造図 （９）オフセット図 ２　装置場所記入欄の上部に収受番号を記入すること。 ３　給水装置の撤去工事について撤去部分の表示は、次のとおりとすること。（新設、改造工事を除く） （１）配水管等から給水管を分岐し直した場合は、分岐からメーターまでについて、従前の給水装置を新設した部分と重ならないようにずらして作図し、斜線表示とする。 （２）メーター以降の撤去部分についての表示は不要とする。 ４　臨時用と一般用の給水装置工事を一括で申し込んだ場合は、次のとおりとすること。 （１）臨時用のしゅん工図は不要とする。 （２）臨時用で工事した給水装置のうち、一般用で残った部分は一般用のしゅん工図に実線で表示する。	１　しゅん工図に記載する図は、次のとおりである。 （１）位置図 （２）平面図 （３）立面図 （４）配置図 （５）配管図 （６）横断面図 （７）詳細図 （８）構造図 （９）オフセット図 ２　装置場所記入欄の上部に収受番号を記入すること。 ３　給水装置の撤去工事について撤去部分の表示は、次のとおりとすること。（新設、改造工事を除く） （１）配水管等から給水管を分岐し直した場合は、分岐からメーターまでについて、従前の給水装置を新設した部分と重ならないようにずらして作図し、斜線表示とする。 （２）メーター以降の撤去部分についての表示は不要とする。 ４　臨時用と一般用の給水装置工事を一括で申し込んだ場合は、次のとおりとすること。 （１）臨時用のしゅん工図は不要とする。 （２）臨時用で工事した給水装置のうち、一般用で残った部分は一般用のしゅん工図に実線で表示する。

（３）臨時用で配水管等から給水管を分岐し直した場合は、３（１）と同様とする。

５　改造工事の場合で、前回のしゅん工図に記載されていた横断面図、構造図、オフセット図等のうち、不要となったものを除き全て記載すること。

６　既設の図面に記入されていない情報（止水栓の種類、管種、口径等）についても、工事の際に確認できるものは記入すること。

７　自家水配管等の既設配管を流用する場合又は未承認工事部分があった場合は、平面図及び立面図でその部分を線で囲み、明確に判別できるように記載すること。

８　平面図に、配水管分岐からメーターまでの立面図を別途余白に記載すること。ただし、立面図が必要な場合は不要とする。

９　平面図、立面図、配管図いずれかの項に、カラン表を記載すること。

10　自家水道を併用している場合はカランの位置及び自家水ポンプの位置を記載すること。

11　耐震管からφ50ｍｍ以上で分岐した場合は、一体化長さと掘削延長を表示すること。

〈解説〉

１（１）位置図、平面図及び立面図以外は、必要に応じて作成すること。

（２）位置図、平面図、配置図、配管図、横断面図、詳細図及び構造図の作成は、設計図の作成に準じること。ただし、一般住宅等で、平面図の縮尺を１／100とした場合は、水抜栓から末端の給水栓まで延長の記載を省略することができる。

（３）すべて黒色で表示すること。

（３）臨時用で配水管等から給水管を分岐し直した場合は、３（１）と同様とする。

５　改造工事の場合で、前回のしゅん工図に記載されていた横断面図、構造図、オフセット図等のうち、不要となったものを除き全て記載すること。

６　既設の図面に記入されていない情報（止水栓の種類、管種、口径等）についても、工事の際に確認できるものは記入すること。

７　自家水配管等の既設配管を流用する場合又は未承認工事部分があった場合は、平面図及び立面図でその部分を線で囲み、明確に判別できるように記載すること。

８　平面図に、配水管分岐からメーターまでの立面図を別途余白に記載すること。ただし、立面図が必要な場合は不要とする。

９　平面図、立面図、配管図いずれかの項に、器具表及びカラン表を記載すること。

10　自家水道を併用している場合はカランの位置及び自家水ポンプの位置を記載すること。

〈解説〉

１（１）位置図、平面図及び立面図以外は、必要に応じて作成すること。

（２）位置図、平面図、配置図、配管図、横断面図、詳細図及び構造図の作成は、設計図の作成に準じること。ただし、一般住宅等で、平面図の縮尺を１／100とした場合は、水抜栓から末端の給水栓まで延長の記載を省略することができる。

（３）すべて黒色で表示すること。

（４）止水栓については、種類（M型、甲止水）口径及びサイズ（長さ等）を表記すること。

（例）M型止水栓φ20×0.65　　甲止水栓φ20　など

３（１）道路内等で、不要な管を残置したことを確認できるようにするためである。

（２）敷地内等に不要な管を残置する場合においては、図示しておくことが望ましい。

５（１）大規模施設等において、部分的な改造工事を行う場合、全体の配管に直接影響しない配管の記載は省略することができる。この場合、既設の配置図と整合がとれていること。

９　カラン表は下記の例を参考とすること。

工　種	口　径	数　量
分岐取出	φ20	―
メーター	φ20	―
給水栓	φ13	10
〃		
給湯器具等	φ20	1

カラン表（２）

（４）止水栓については、種類（M型、甲止水）口径及びサイズ（長さ等）を表記すること。

（例）M型止水栓φ20×0.65　　甲止水栓φ20　など

３（１）道路内等で、不要な管を残置したことを確認できるようにするためである。

（２）敷地内等に不要な管を残置する場合においては、図示しておくことが望ましい。

５（１）大規模施設等において、部分的な改造工事を行う場合、全体の配管に直接影響しない配管の記載は省略することができる。この場合、既設の配置図と整合がとれていること。

９　器具表及びカラン表は下記の例を参考とすること。

No	口　径	器　具　名	水抜栓
①	φ13	混合栓	ヘッダー方式
②	φ13	浄水器	
③	φ13	混合栓	ヘッダー前　PDφ20
④	φ13	混合栓	ヘッダー後　架橋ポリエチレン管
⑤	φ13	シャワー付き混合栓	XPEPφ16・13
⑥	φ13	混合栓	さや管　有
⑦	φ13	ボールタップ（１F）	MX－Dφ20×1.0（電動）
⑧	φ13	ボールタップ（２F）	
⑨	φ20	石油給湯器	
⑩	φ13	万能水栓	不凍水栓柱（D－Aφ13×1.2）

器具表

工　種	口　径	数　量
分岐取出	φ20	―
メーター	φ20	―
給水栓	φ13	10
〃		
給湯器具等	φ20	1

カラン表（２）

器具表は水抜き栓の系統ごとに記入すること。

11　耐震管の一体化長さが確保されていることを記載する。

記載例

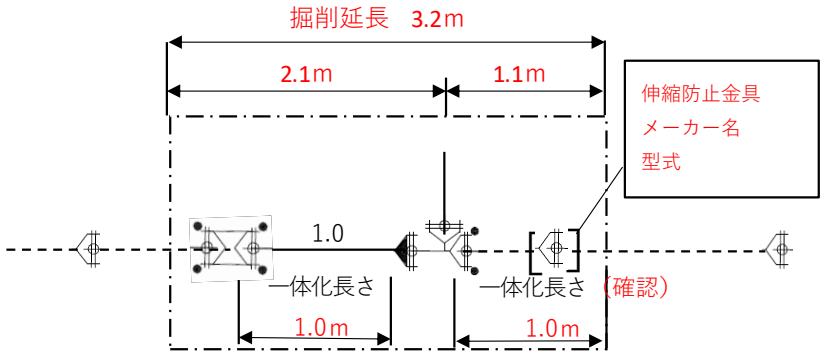

令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	６　給水装置工事図の作成	改正部分	６・12　立面図の作成
改正内容	器具表を記載することを削除し、カラン表を記載することを追記		

改　正　後	改　正　前
しゅん工図に記載する立面図は、次により作成すること。 1　記載する内容は次のとおりである。 （1）当該給水装置の分岐から末端の給水栓等までの配管（既設装置及び給湯器等の二次側配管を含む） （2）当該給水装置の分岐対象である配水管等の管種、口径及び工事番号 2　平面図と整合を図る。 3　水平な配管は水平に、水平方向に直角な配管は45度の角度に、立ち上がり配管は垂直に作図し、給水管の管種、口径及び各区間の延長を記載する。 4　給水管及び給湯器等の二次側配管の表示は、既設管を破線で、新設管を実線で表示する。 5　管理用止水栓及び水抜栓は、口径・型式等を表示する。 6　仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名及び口径・型式等を表示する。 7　集合住宅等の場合は、建物全体のメーター先の水抜栓までの立面図と、各戸のメーター以降のタイプ別立面図に分けて作成する。	しゅん工図に記載する立面図は、次により作成すること。 1　記載する内容は次のとおりである。 （1）当該給水装置の分岐から末端の給水栓等までの配管（既設装置及び給湯器等の二次側配管を含む） （2）当該給水装置の分岐対象である配水管等の管種、口径及び工事番号 2　平面図と整合を図る。 3　水平な配管は水平に、水平方向に直角な配管は45度の角度に、立ち上がり配管は垂直に作図し、給水管の管種、口径及び各区間の延長を記載する。 4　給水管及び給湯器等の二次側配管の表示は、既設管を破線で、新設管を実線で表示する。 5　管理用止水栓及び水抜栓は、口径・型式等を表示する。 6　仕切弁、排水弁、消火栓等は、製造業者名及び口径・型式等を表示する。 7　集合住宅等の場合は、建物全体のメーター先の水抜栓までの立面図と、各戸のメーター以降のタイプ別立面図に分けて作成する。
〈解説〉 7（1）建物全体のメーター先の水抜栓までの立面図は、分岐からメーター先の水抜栓までの部分を作図し、メーター脇には各戸の戸番号及び水栓番号を、建物枠内には各戸の戸番号、水栓番号及びタイプ名を記載すること。	〈解説〉 7（1）建物全体のメーター先の水抜栓までの立面図は、分岐からメーター先の水抜栓までの部分を作図し、メーター脇には各戸の戸番号及び水栓番号を、建物枠内には各戸の戸番号、水栓番号及びタイプ名を記載すること。

（2）各戸のメーター以降のタイプ別立面図は、メーターから下流側の部分を作図し、各戸のカラン表を記載すること。	（3） 各戸のメーター以降のタイプ別立面図は、メーターから下流側の部分を作図し、各戸の器具表を記載すること。

令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	６　給水装置工事図の作成	改正部分	６・14　立面図の省略
改正内容	器具表を記載することを削除		

改　正　後	改　正　前
一般住宅等（中高層建物直結給水を除く）の給水装置工事において、平面図を次のとおり作成する場合は、立面図を省略できる。 １　縮尺が１／100であること。 ２　給水管について、既設管を破線で、新設管を実線で書き表していること。 ３　給湯管について、既設管を破線で、新設管を実線で書き表していること。また、給湯器具及び湯抜き栓を給水管の平面図にも書き表していること。	一般住宅等（中高層建物直結給水を除く）の給水装置工事において、平面図を次のとおり作成する場合は、立面図を省略できる。 １　縮尺が１／100であること。 ２　取付器具ごとに番号を付け、器具名及び水抜き栓等の口径・型式等を器具表で書き表していること。 ３　給水管について、既設管を破線で、新設管を実線で書き表していること。 ４　給湯管について、既設管を破線で、新設管を実線で書き表していること。また、給湯器具及び湯抜き栓を給水管の平面図にも書き表していること。 ５　ヘッダー方式による給水装置の場合は、器具表の中にヘッダー方式と記入し、ヘッダー前後の管種・口径及びさや管の有無を記入していること。
〈解説〉 １　平面図で書き表すことができない場合等は、当該部分の立面図を記載すること。 １　一般住宅等とは、一般住宅のほか事務所・テナント等を含む場合であり、メーター口径が25㎜以下のものとする。	〈解説〉 １　平面図で書き表すことができない場合等は、当該部分の立面図を記載すること。 ２　一般住宅等とは、一般住宅のほか事務所・テナント等を含む場合であり、メーター口径が 25 ㎜以下のものとする。

令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	８様式集	改正部分	施行規定様式第18号　給水装置所有者変更届
改正内容	「給水装置所有者変更届」の様式変更		

改　正　後

施行規程様式第18号（第18条関係）（日本産業規格Ａ４）

施行規程様式第18号　（第18条関係）（日本産業規格Ａ４）

給水装置所有者変更届

令和　　年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

新所有者　住所
氏名
電話
旧所有者　住所
氏名

給水装置の所有者を変更したので、盛岡市水道事業給水条例第 22 条に基づき次のとおり届け出ます。

給水装置場所	（住居表示） 盛岡市
栓種・番号	□専用　□共用　□私消　□私幹　□予定　□特計 第　　号
変更年月日	□昭和　□平成　□令和　　年　　月　　日
理　　由	□相続　□売買　□譲渡　□その他（　　）
証明書類 ※いずれか１点添付	□　土地・建物登記簿　□　土地・建物の売買契約書 □　建築確認通知書　□　固定資産税課税証明書等 □　その他（　　）
備　　考	

注　１　土地・建物登記簿、土地・建物の売買契約書、建築確認通知書、固定資産税課税証明書等により現所有者を確認させていただきます。
２　後日、利害関係人等から、この届出の内容等について異議の申出があっても、盛岡市上下水道事業管理者はその責任を負いません。

※職員記入欄

旧所有者　住所
（台帳）　氏名

改　正　前

施行規程様式第 18 号（第 18 条関係）（日本産業規格Ａ４）

施行規程様式第18号　（第18条関係）（日本産業規格Ａ４）

給水装置所有者変更届

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　　様

新所有者　住所
氏名

旧所有者　住所
氏名

給水装置の所有者を変更したので、次のとおり届け出ます。

給水装置場所	盛岡市
栓種・番号	専用・共用・私消・私幹・予定・特計　第　　号
変更年月日	年　　月　　日
理　　由	
備　　考	

注　土地・建物登記簿、土地・建物の売買契約書、建築確認通知書、固定資産税課税証明書等により現所有者を確認させていただきます。ただし、理由が相続による場合は添付書類を省略できます。

令和７年度　給水装置工事施行要領　改正対照表

改正章	８様式集	改正部分	要領様式第30号　受水槽施設設置報告書
改正内容	「受水槽施設設置報告書」の様式変更		

改　正　後

要領様式第30号　受水槽施設設置報告書（日本産業規格Ａ４）

要領様式第 30 号　受水槽施設設置等報告書（日本産業規格Ａ４）

受水槽施設（設置・改造・撤去）報告書

年　月　日

水栓番号		第　　号		
建物名称				
建築物	所在地		郵便番号	－
	所有者		電話番号	
	所有者住所		郵便番号	－
	構造・階数			
	主たる用途	一般住宅・共同住宅・店舗・事務所・その他（　　）		
維持管理に係る連絡先	氏名		電話番号	
	住所		郵便番号	－
給水装置工事	新設／改造／撤去 竣工	令和　年　月　日、メーター口径 φ　mm		
	工事事業者		電話番号	
	撤去内容	給水装置撤去　・　直圧への変更		
	その他			
受水槽	新設／改造 水槽容量	呼称水量　㎥、有効水量　㎥、設置数　基		
	用途	飲用　・　飲用外（　産業用　・　消防用　）		
	材質	FRP・RC・SUS・その他（　　）		
	設置位置	屋内式・屋外式　、　地上式・地下式 建物の［前・後・右・左・地下室内・一階室内・専用室内・その他（　　）］		
	給水方法	加圧ポンプ式・高置水槽式・気圧タンク式・その他（　　）		
	保健所への届出	※該当する場合のみ提出 簡易専用水道施設（設置・変更・廃止）届		チェック欄

改　正　前

要領様式第 30 号　受水槽施設設置報告書　（日本産業規格Ａ４）

要領様式第30号　受水槽施設設置報告書（日本産業規格Ａ４）

受水槽施設設置報告書

年　月　日

水栓番号		第　　号		
町名番号				
建物名称				
建築物	所在地		郵便番号	－
	所有者		電話番号	
	所有者住所		郵便番号	－
	階段・規模			
	主たる用途	一般住宅・共同住宅・店舗・事務所・その他（　　）		
維持管理に係る連絡先	氏名		電話番号	
	住所		郵便番号	－
給水工事	新設竣工	年　月　日、メーター口径 φ　mm		
	改造竣工	年　月　日、メーター口径 φ　mm		
	施行者		電話番号	
	その他			
受水槽	水槽容量	呼称水量　㎥、有効水量　㎥、設置数　基		
	材質	FRP・RC・SUS・その他（　　）		
	設置位置	屋内式・屋外式　、　地上式・地下式 建物の［前・後・右・左・地下室内・一階室内・専用室内・その他　　）］		
	給水方法	加圧ポンプ式・高置水槽式・気圧タンク式・その他（　　）		